

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（農村整備課）

建築基準法による道路の位置の指定（建築課）

◇ 地 方 労 働 委 員 会 会 員 候 補 者 の 氏 名、 閥 歴 等

告 示

鳥取県告示第六百九十九号

泊村が行う土地改良事業（農地農業用施設災害復旧事業石脇地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百号

東鴨土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）東鴨地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市下大江一八三―二東鴨土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十三年七月二十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十三年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長
(メートル)

倉吉市山根六三七―五

倉吉市生田字右曾根四五

幅員 六・〇〇

有限会社杉本地所

一―四

延長 五〇・三五

代表取締役

杉 本 功

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和六十三年七月二十六日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

| 氏 名 | 生年月日 | 住 所 | 職 業 | 電 話 番 号 | 経 験 及 び 閱 歴 | 委 嘱 年 月 日 |
|-----------|--------|------------------|---------------------------------------|--|---|-----------|
| 下 田 三子夫 | 明四・四・三 | 鳥取市西町四丁目一五 | 弁護士 鳥取県地方労働委員会委員長(会長) | 自宅 〇(五)三二六七 | 広島地方裁判所三次支部検事 | 昭三・二・七 |
| 田 中 蓬 篤 | 大二・一・七 | 鳥取市葛浦四五五 | 鳥取大学名誉教授 | 自宅 〇(五)三二五六 | 鳥取大学教育学部教授 | 昭四・四・三 |
| 福 士 俊 一 | 大三・二・〇 | 鳥取市浜坂東一丁目九一七 | 鳥取大学農学部教授 鳥取県地方労働委員会委員長 | 大学 〇(五)三六〇三三 自宅 〇(五)三二四四 | 鳥取県企業局次長 鳥取県中小企業団体中央会専務理事 | 昭五・三・七 |
| 岩 井 登 志 雄 | 大三・一・三 | 鳥取市岩倉四六一 | 鳥取県地方労働委員会委員長 | 自宅 〇(五)三二七六 | | 昭六・三・七 |
| 高 橋 務 | 大四・三・二 | 米子市道笑町二丁目二四二 | 公認会計士 税理士 不動産鑑定士 | 自宅 〇(五)三二五〇〇 | | 昭五・三・〇 |
| 森 田 吉 次 郎 | 大四・八・五 | 鳥取市元大工町四 | 鳥取県地方労働委員会委員長 | 自宅 〇(五)三一四九〇 | 鳥取県代表監査委員 財団法人鳥取県福祉事業団常務理事 | 昭三・三・〇 |
| 勝 部 可 盛 | 昭八・三・四 | 米子市上福原一四五九一六 | 弁護士 鳥取県地方労働委員会委員長(会長代理) | 事務所 〇(五)三一四八 自宅 〇(五)三一四七 | | 昭四・四・三 |
| 直 野 喜 光 | 昭九・一・三 | 米子市加茂町一丁目二二 | 弁護士 | 自宅 〇(五)三一七四三 | | 昭四・四・七 |
| 中 森 義 人 | 大五・八・二 | 米子市浦津二五三 | | 自宅 〇(五)三二〇六 | 鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会議長 | 昭四・一〇・三 |
| 神 波 尚 典 | 昭三・三・六 | 東伯郡東郷町大字長和田五九八一三 | 鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会議長 鳥取県地方労働委員会委員長 | 地評 〇(五)三一七四 〇(五)三一三〇 自宅 〇(五)三一三〇 | 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会事務局局長 | 昭五・三・六 |
| 箕 浦 正 | 昭六・一・〇 | 倉吉市八幡町三三一六一六 | 鳥取県現業職員労働組合執行委員長 | 組合(県職中部支部) 〇(五)三一六九 自宅 〇(五)三一七四 | 鳥取県現業職員労働組合特別執行委員 | 昭五・三・七 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|--|--|--|--|--|
| 伊藤 晃 | 河村 裕雄 | 荻原 隆通 | 藤井 俊彦 | 児嶋 祥悟 | 村上 博太 | 藤田 忠義 | 山住 省二 | 小林 繁 |
| 昭四・三・三 | 昭三・七・六 | 昭三・六・六 | 昭六・七・七 | 昭六・四・九 | 昭五・六・六 | 昭二・三・六 | 昭二・一・〇 | 大五・七・四 |
| 鳥取市桜谷一九一―五 | 鳥取市立川町五丁目八〇―九 | 八頭郡河原町大字袋河原四三七―二 | 鳥取市浜坂五丁目四―八 | 鳥取市美萩野一丁目一三八 | 米子市上後藤三三八―二 | 倉吉市福庭五四四―一 | 八頭郡用瀬町大字用瀬四八八 | 米子市皆生一六六一―五四 |
| 鳥取県地方労働委員会事務局調整課長 | 鳥取県地方労働委員会事務局審査課長 | 鳥取県地方労働委員会事務局次長 | 鳥取県地方労働委員会事務局次長 | 鳥取瓦斯株式会社取締役社長 | 米子商工会議所専務理事 | 神鋼機器工業株式会社常務取締役総務部長 | 鳥取商工会議所専務理事 | 米子機工株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会西部支部副支部長 鳥取県地方労働委員会委員 |
| 事務局 自宅 〇八七〇三六―七六〇 〇八七〇三六―七六〇 〇八七〇三六―七六〇 | 事務局 自宅 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 | 事務局 自宅 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 | 事務局 自宅 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 | 会社 自宅 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 | 会社 自宅 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 | 会社 自宅 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 | 会社 自宅 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 | 会社 自宅 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 〇八五〇二六―七五九 |
| 鳥取県地方労働委員会事務局審査課長補佐 | 鳥取県企画部企画課企画員 | 鳥取県地方労働委員会事務局審査課長 | 鳥取県立厚生病院事務長 | 鳥取瓦斯株式会社常務取締役 | 米子商工会議所理事兼事務局長 | 神鋼機器工業株式会社取締役総務部長 | 鳥取県国民体育大会事務局長 | 株式会社米子鉄工所取締役 |
| 昭六・二・三 | 昭六・六・二 | 昭三・四・三 | 昭六・六・二 | 昭五・四・四 | 昭六・一〇・九 | 昭四・六・七 | 昭六・四・〇 | 昭四・一・四 |